

定期監査及び行政監査結果報告書

I 監査の期間及び対象課等

番号	月 日	曜日	対象課名	施設・係等名
1	1月11日	木	全 課	書類監査
2	1月12日	金	全 課	書類監査
3	1月16日	火	総 務 課	人事係・行政係・管財係・ 町長公室・秘書係
			企画財政課	復興企画係・財政係・ 情報管理係・広報係
			危機管理課	危機管理係
4	1月17日	水	復興整備課	復興まちづくり係・ 災害公営住宅係・用地対策係
			都市建設課	都市計画係・工務係・管理係
5	1月18日	木	福 祉 課	福祉係・人権対策係・ 介護保険係・高齢者支援係
			産業振興課	農政係・商工観光係・農地係
			生活再建支援課	生活再建支援係・ 住まい再建支援係
6	1月19日	金	復旧事業課	工務係・農林整備係 建築係
7	1月26日	金	生涯学習課	生涯学習係・スポーツ振興係
			学校教育課	学校教育係
			健康づくり推進課	健康企画係・健康増進係
8	1月29日	月	水 道 課	管理係・工務係
			学校教育課	木山中学校
			こども未来課	第5保育所
9	1月30日	火	学校教育課	益城中央小学校
				津森小学校
				飯野小学校
10	2月1日	木	学校教育課	広安小学校
				広安西小学校
11	2月2日	金	学校教育課	益城中学校
			こども未来課	第4保育所
			下水道課	管理係・工務係

II 監査の基本方針

平成29年度は、熊本地震から1年10ヶ月経過した町の状況について、地方自治法第199条第1項、第2項、第3項及び第4項に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、並びに一般行政事務の執行が適法、適正かつ効率的に行われているか。また、同法第2条第14項及び第15項に規定する事務処理の能率性と組織、運営の合理化の趣旨に則ってなされているかについて監査した。特に、熊本地震からの復旧復興業務については、現在の進捗状況及び復旧復興業務を阻害している事項等を明確にし、今後の行政運営の資となるよう監査した。

III 監査の方法

事前に指定して提出を求めた平成29年11月末現在における予算の執行状況一覧表及び関係資料を審査するとともに、各担当課長及び各施設長等から熊本地震による被害の復旧状況、職員の健康状態、更に業務量等について現地現物をもって確認した。また、諸台帳等についても確認した。

【指定資料】

- (1) 事務分担表
- (2) 歳出(歳入) 予算説明別執行一覧
- (3) 平成29年 備品購入一覧表
- (4) 平成29年度 契約一覧表
- (5) 平成29年度 災害関連補助金(国・県) 一覧表
- (6) 平成29年度 入札実施一覧表
- (7) 平成29年 年次有給休暇等取得状況一覧表(職員)
- (8) 平成29年 年次有給休暇等取得状況一覧表(派遣職員・任期付職員)
- (9) 平成29年度 非常勤・臨時職員雇用状況一覧表
- (10) 平成29年度 協議会等現金取り扱い調書

IV 監査の結果

熊本地震から1年10ヶ月が経過し、震災からの復旧復興業務が本格化している中で、平成29年度の定期監査を実施した。監査の結果、財務に関する事務の執行及び事務事業の執行等においては、熊本地震を受けて予算の執行も大幅に増加し、国から交付される資金等の遅れはあるものの、予算は適法かつ適正に執行されているのを確認した。また、経営に係る事業の管理及び施設管理についても、被害からの修復を含め概ね適正に管理されていることを確認した。

さらに、一般行政事務についても、熊本地震での復旧復興業務の増加にもかかわらず法令、条例等に従って概ね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、今回の熊本地震に伴う各課の業務量は平年の数倍に及び、特に増加した業務が課毎にややアンバランスになっており、更にこれらの業務はスピードを持って処理されるべき事などを考慮すれば、今後の業務分担（特に復旧復興業務や福祉各課の統合、更に町の今後の目標、進め方等を考えていく部署が必要）と、それに伴う人員配置等について、引き続き分析検討し改善を図るべきであると考え

1 財務に関する事務の執行について

歳入歳出の執行状況について、提出された関係書類等を照合した結果、例年に比べ復旧のための経費が数倍も増大しているが、各課等とも諸法令及び財務規則に定められた手続きに従って執行されているのを確認した。

歳入においては、熊本地震の影響を受け平成29年9月頃までは固定資産税や国民健康保険税等の減免等により減少しているが、国や県からの措置により、一応今のところ大きな歳入減には至っていない。しかしながら特別交付税等の交付時期の遅れにより資金繰りを考慮すべき事項も発生している。

歳出においては、熊本地震からの復旧を主体に進めているが、復旧2年目として特に災害復旧関連の事業費が、11月末現在でその執行率が約19.2%とやや低く復旧が進んでいない状況であり、更なるスピードアップが求められている。

また、今後町としても熊本地震からの復旧復興にむけて、厳しい行財政環境のもとに、経費節減やなお一層の合理的かつ効率的な町財政運営に取り組まれるよう期待する。

2 経営的事務の執行について

熊本地震の影響を受けて、大きく変更や修正を余儀なくされた点はあるが、全体として、法令、条例等に基づき、概ね適正に処理されていると認められた。

各学校においては、地震による被害に対し迅速な応急修理により学校再開が出来たが、益城中学校においては校舎、体育館全面が建替えとなる予定であり、子供たちの学力低下にならない配慮が特に必要である。

また、水道施設については今回の地震により大きく損傷を受けたが、職員はもとより応援の業者等により応急的な復旧も迅速になされており、今後も計画的に経営を進めてもらいたい。

3 各施設等の復旧状況について

町の復旧復興を効果的かつ着実に進めるために、各施設の復旧状況を聴取し、一部においては現地を確認した。

各施設の復旧状況については、附表第1「各施設の復旧状況」のとおりであるが、

特に、その中でも公共施設では役場庁舎、議会棟、旧健康管理センター、学校給食センター、男女共同参画センターの復旧について、各小中学校では益城中学校の教室棟、管理棟及び体育館が、保育所及び幼稚園では第5保育所が、社会教育施設では、文化会館、中央公民館、四賢婦人記念館の復旧について、社会体育施設では、総合体育館、町民体育館、総合運動公園等の復旧について進めることになる。復旧にあたっては、教育施設や安全上を考慮し優先すべき公共施設と、それ以外の施設に区分する事により、優先順位を明確に迅速かつ効率的な補修、整備を行う事が求められる。更に施設を復旧する際は、比較的長期間の利用ができない為、同様な機能を備えた施設の確保、また復旧時期を変える等、なるべく町民には不便さを感じさせない配慮が必要である。

4 業務量に応じた人員及び組織配置について

熊本地震から1年10ヶ月が経過し、町の復旧復興に係わる業務量が著しく増大している中で、職員の勤務環境や、阻害要因、要望事項を現場で確認した。

平成29年12月1日現在の益城町組織機構及び人員配置は附表第2のとおりであり、正職員279人（派遣育休等8人含む）、再任用15人、県等からの派遣54人、非常勤277人（避難所開設時最大343人）総計628人となっている。各課からは、引き続き増員要請も出ているが、今後の復旧復興業務全般を見通して検討し、人員配置を決めるべきである。

これまでの聞き取り結果を加味すれば、都市建設・産業振興・水道各課は引き続き業務量が多いが、先行的に業務が行われており、また住民保険課・こども未来課・健康づくり推進課・福祉課についても、それぞれの業務量に応じて計画的に業務がなされている。今後の業務量等の増大が予測されるのは、都市建設課・復興整備課・復旧事業課・生活再建支援課・下水道課・学校教育課・生涯学習課・企画財政課等と思われる。

更に各課の時間外勤務の状況を、ノー残業デイである2月7日（水）18時頃、残務者を確認したところ生活再建支援課2名、こども未来課2名、住民保険課5名、福祉課8名、税務課1名、総務課2名、企画財政課11名、産業振興課7名、都市建設課8名、復興整備課14名、復旧事業課11名、危機管理課1名の計72名であった。その後の2月14日（水）についても、総務課よりノー残業デイの一斉放送が午後5時に実施されていることは確認している。

今後の財政的な見地、又職員の健康管理上からも適正な時間管理を図るため、週に一度のノー残業デイの徹底を期してもらいたい。

また、今回他県からの職員派遣を受けて復興業務を行っているが、これらの派遣職員がそれぞれの分野で町の職員と一体・連携して業務が着実に行われているのか、特にせっかく来てくれた職員が能力を制限されているのではないかと危惧して各課を確認したが、直接的な不平不満は聞こえてこなかったものの、引き続き派遣職員の能力を最大限発揮させるよう労働環境を配慮する必要がある。

5 工事の現地確認について

工事の施工及び監理状況について、下記の工事現場の進捗状況等を視察・検証した。適正な監理のもと事業が進められているのを確認した。

【監査実施工事名等】

- ・ 災工農(繰越)第12号 平成28年度443-21 津森13地区他2件災害復旧工事
場所：益城町大字上陳地内
工期：平成29年7月12日～平成30年1月30日

- ・ 災工農(繰越)第8号 平成28年度443-7 津森6地区他7件災害復旧工事
場所：益城町大字小谷・杉道地内
工期 平成29年7月19日～平成30年3月31日

- ・ 益水災(繰越)第1号 上水道取水施設災害復旧工事(第3・第4水源地)
場所：益城町大字寺迫・大字宮園
工期 平成29年6月12日～平成30年3月26日

提 言

今回の行政監査を通じて、町職員が熊本地震からの復旧復興に全力を尽くして頑張っているのは十分に確認することは出来たが、以下2点について気になったので提言したい。

・ 提言 1

現在の各課の業務が細分化され過ぎて縦割りのため、やや横の課との連携が不十分なように感じた。出来うれば復旧復興の関連部門（復興整備課・復旧事業課・都市建設課・産業振興課）、福祉部門（福祉課・健康づくり推進課・生活再建支援課・こども未来課）、窓口部門（住民保険課・税務課・会計課）等をグルーピングして、その中で融通性をもって業務を推進すれば、更に効率的と思われる。

・ 提言 2

町の将来を決めていく戦略的な部門がない。町の10年後、20年後、30年後の姿を描いて、その目標のもとに組織的に各課の町づくりを指導し、事業推進を図る中心となる部署が必要と思われる。

平成 29 年 度

定期 監 査 及 び 行 政 監 査

結 果 報 告 書

平成 30 年 2 月 20 日

益 城 町 監 査 委 員

目 次

I	監査の期間及び対象課等	1
II	監査の基本方針	2
III	監査の方法	2
IV	監査の結果	3
1	財務に関する事務の執行について	4
2	経営的事務の執行について	4
3	各施設等の復旧状況について	4
4	業務量に応じた人員及び組織配置について	5
5	工事の現地確認について	6
附表 1	「各施設の復旧状況」 (公共施設、保育園、幼稚園、小中学校、社会教育及び体育施設)	
附表 2	「益城町 行政組織図」	